ねんりんピック彩の国さいたま２０２６熊谷市売店等設置要項

１　目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６交流大会（以下「大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６熊谷市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が大会会場に設置する売店等の設置、運営等について、必要な事項を定める。

２　設置会場及び設置期間等

売店等を設置する会場、設置日及び設置時間は、原則として次のとおりとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれらを変更することができる。

種目	設置会場	設置日	設置時間（予定）
ラグビーフットボール	熊谷スポーツ文化公園 熊谷ラグビー場周辺	１１月８日（日）	９：００～１６：００
		１１月９日（月）	９：００～１６：００
ソフトテニス	熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム内及び周辺	１１月８日（日）	９：００～１６：００
		１１月９日（月）	９：００～１６：００

３　出店数、出店位置及び出店規模

⑴　出店数及び出店位置については、市実行委員会が大会会場の状況等を勘案して決定する。

⑵　１店舗あたりの出店規模は、原則として２０㎡（２間×３間のテント１張相当）以内とする。ただし、市実行委員会は、全体の出店状況や会場の配置都合等に応じて、これを変更することができる。

４　販売及び出店品目

売店等における販売及び提供品目は、次に掲げるものとする。

⑴　熊谷市において開催される競技種目に関連するスポーツ用品又は当該種目の普及啓発に資する物品

⑵　ねんりんピック関連グッズ（大会標章若しくは大会マスコット等を使用した商品であって、権利者から使用許諾を得ているものに限る。）

⑶　観光物産品（土産品、特産品等）

⑷　飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア　製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可を受けた施設（以下「営業許可施設」という。）において製造又は加工されたものであって、容器包装等により適切な衛生措置が講じられ、かつ、関係法令等に基づく適正な表示がなされているもの。

イ　会場内調理品

売店において調理する食品は簡素な調理又は加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理された食材等を搬入し、提供の直前に加熱処理等を行うもの。

⑸　宅配便受付等、大会参加者及び来場者の利便に資するサービス。

⑹　その他市実行委員会が必要又は適当と認めたもの。

5　出店者の負担

売店等の出店料は無料とする。ただし、売店等の運営に要する経費及び必要な備品等（「８　運営設備等」に規定する市実行委員会の準備品を除く。）は、全て出店者の負担とする。

6　出店者の条件

売店等の出店者は、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。

⑴　次の条件のいずれかに該当する者

ア　申請日において引き続き１年以上、熊谷市内に店舗を有して営業を行っている者（飲食物の調理を行う出店においては店舗を有し、管轄保健所の営業許可を受けて営業している者に限る。）

イ　大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズの販売業者、観光物産品若しくは飲食物に係る関係団体等

ウ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

エ　過去の全国健康福祉祭（リハーサル大会を含む。）に出店実績がある者

オ　各競技主管団体の推薦がある者

カ　前各号に掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

⑵　次の条件の全てに該当する者

ア　交流大会期間中、継続して出店することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りでない。

イ　法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ　営業店舗等が出店申請の日からさかのぼって過去１年間、法令等に違反して行政

処分等を受けていないこと。

エ　飲食物を販売する出店者にあっては、過去３年間、食中毒等による行政処分を受けていないこと。

オ　申請書提出時点において、国税(法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税)及び地方税(熊谷市税等)の滞納がないこと。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。）又は同法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

キ　販売員として暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

7　出店者の運営の基準

出店者の売店等の運営に必要な基準は次のとおりとする。なお、出店者は市実行委員会の指示に従うとともに、感染症対策を含む公衆衛生の確保に十分配慮して運営しなければならない。

⑴　飲食物を販売する売店

ア　会場で調理を行う出店者は、保健所の指導及び基準を遵守すること。

イ　食品は食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止並びに直射日光を避ける等の必要な措置を講じること。また、保管及び陳列は衛生的な設備で行い、当該食品に定められた保存方法を遵守して管理すること。

ウ　売店前にごみ箱を設置し、容器や食べ残し等を回収する販売方法をとること。

エ　廃棄物及び汚水容器は耐水性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造のものを使用すること。また、常時清潔を保持し適切な方法により廃棄物を処理すること。

⑵　その他の売店

販売品目の内容を、来場者が明瞭に識別できるよう適切に陳列すること。

8　運営設備等

売店等の出店に伴う設備等の貸与基準は次のとおりとする。ただし、市実行委員会は、出店状況等に応じて、これを変更することがある。なお、市実行委員会の準備品以外で必要な備品等は、出店者が自己の費用及び責任において準備すること。

種目	長机（台）	椅子（脚）	テント
ラグビーフットボール	6	4	２間×３間
ソフトテニス	6	4	

9　出店申請

出店を希望する者は、市実行委員会が指定する期日までに、売店等出店申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市実行委員会に提出しなければならない。

⑴　出店概要書（様式第２号）

⑵　売店等従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第３号）

⑶　誓約書兼承諾書（様式第４号）

⑷　取扱い食品及び調理販売方法（様式第５号）（飲食物（現場調理品）の提供を行う者に限る。）

⑸　営業に関する許可証等の写し

⑹　熊谷市税の完納証明書又はその写し（申請日から３か月以内に発行されたもの）

⑺　直近の事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納のない証明書（国税通則法における納税証明書「その３の２」又は「その３の３」）又はその写し（申請日から３か月以内に発行されたもの）

⑻　売店等責任者及び販売員の本人確認書類（運転免許証等）

⑼　出店許可証等、出店実績を確認することができる書類（「６　出店者条件」の（１）のエに該当する場合に限る。）

⑽　その他市実行委員会が必要と認める書類

10　出店者の選定

⑴　市実行委員会は前条に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店等の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のＰＲ等を総合的に勘案し、適当であると認めた者を出店者として選定するものとする。

⑵　申請数が予定数を超えた場合は、郷土物産品のＰＲを行う者、障害者支援施設の出店並びに各競技主管団体の推薦者を優先して選定し、これによりがたい場合は抽選により選定するものとする。

⑶　市実行委員会は、申請内容の確認及び審査（反社会的勢力の排除等を含む。）のため、提出された書類に基づき、関係官庁に必要な調査又は照会をすることができるものとする。

11　出店許可証の交付

市実行委員会は出店者として選定した者に対し、「出店許可証（様式第６号）」を交付する。

12　保健所への届出

飲食の提供等に係る保健所への臨時出店届等の手続については、出店者の選定後、市実行委員会が取りまとめて熊谷保健所へ申請する。この場合において、該当する出店者

は、市実行委員会が指定する期日までに必要な書類を提出しなければならない。ただし、キッチンカーを出店する者については、埼玉県の主な営業予定地を管轄する保健所から発行されたキッチンカーの営業許可証（有効期間内のもの）を市実行委員会に提出するものとする。

13　売店等監督員

市実行委員会は売店等の円滑な運営及び安全管理を図るため、売店等監督員を置き、会場内を巡回させて売店等の設置及び運営について監督並びに指導を行うものとする。この場合において、出店者、売店等責任者及び販売員は、当該監督員の指示及び指導に従わなければならない。

14　売店等責任者

⑴　出店者は、販売員の中から売店等責任者を定め、売店等の設置期間中、常駐させるものとする。ただし、やむを得ない理由により一時的に不在となる場合は、あらかじめ代理者を配置しなければならない。

⑵　出店者は、売店等責任者を変更したときは、直ちに市実行委員会に届け出なければならない。

⑶　売店等責任者は、市実行委員会及び売店等監督員の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。

⑷　食品を取り扱う売店等責任者は、食品衛生関係法令に基づき、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう細心の注意を払うとともに、販売員に対して適切な指導及び監督を行わなければならない。

15　禁止事項

出店者、売店等責任者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　出店に係る権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は売店の管理運営を委託すること。

⑵　商品、サービスを不当な価格で販売、提供すること。

⑶　指定された場所以外での立ち売り若しくは呼び込み販売を行い、又は飲食物の調理若しくは加工を行うこと。

⑷　アルコール飲料及び許可された品目以外のものを販売すること。ただし、市実行委員会が郷土物産品（土産品）と認めたアルコール飲料についてはこの限りでない。

⑸　拡声器及び音響機器類を使用し、周囲に迷惑を及ぼす音量を出すこと。

⑹　火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときはこの限りではない。

⑺　熊谷スポーツ文化公園内の施設、設備、備品等を破損、又は汚損すること。

⑻　前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営若しくは進行に支障をきたし、又は

来場者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

16　遵守事項

出店者、売店等責任者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　市実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。

⑵　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく許可等を要する営業にあっては、その許可証（又はその写し）を店頭に掲示すること。

⑶　販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指定する時間内に行うこと。

⑷　飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、食材等の適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止や直射日光の回避など、食中毒防止のために必要な措置を講じること。

⑸　販売品には関係法令の定めに従い適正な表示を行うとともに、販売価格を明示すること。

⑹　販売品の搬入、搬出又は販売に使用する車両は、市実行委員会が別途交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示し、指定された場所に駐車すること。

⑺　売店等及びその周辺の清掃は各出店者の責任において行い、発生したごみは毎日、各自の責任で持ち帰り処分し、環境美化に努めること。

⑻　接客にあたっては、清潔な服装を着用し、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心掛けること。

⑼　市実行委員会が別途交付するＩＤカードを常時着用すること。

⑽　販売員の変更、追加又は削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に届け出ること。なお、変更又は追加の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

⑾　天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去等を指示した場合は、その指示に従うこと。

⑿　その他関係法令を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店等監督員の指示に従うこと。

17　管理運営

売店等における金品、販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、天災地変、火災、盗難その他の不可抗力による災害に対しても、市実行委員会及び施設管理者は一切の責任を負わない。

18　事故発生時の対応

売店等において事件、事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見した

ときは、売店等責任者は、直ちに被害の拡大防止等の必要な措置を講ずるとともに、市実行委員会又は売店等監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

19　許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消し、撤去を命ずることができる。この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することができないものとする。

⑴　関係法令、本要項又は市実行委員会の指示に違反したとき。

⑵　虚偽の申告、その他不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、売店等の運営において不適当であると市実行委員会が認めたとき。

20　原状回復

出店者は、出店期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復を行い、市実行委員会又は売店等監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

21　損害賠償

⑴　出店者、売店等責任者及び販売員は故意又は過失により、会場内の施設、設備、備品又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

⑵　出店者は、前号の損害賠償責任が発生した場合に備え、適切な損害保険等に加入するよう努めるものとする。なお、市実行委員会は、出店者が原因で生じた損害について、一切の責任を負わない。

22　補填及び補償

⑴　出店者は、想定した売上が得られなかった場合でも、その損害の補填又は補償を市実行委員会に請求することはできない。

⑵　天災地変その他の不可抗力、又は市実行委員会の責めに帰さない事由により、大会若しくは出店が中止又は変更（規模の縮小を含む。）となった場合、出店者は出店準備等に要した経費、その他の損害について、市実行委員会に対しその補填又は補償を請求することはできない。

23　個人情報の取扱い

市実行委員会は、出店者、売店等責任者及び販売員等の個人情報について、本大会における売店の設置及び運営に関する業務以外の目的には使用しない。

24　本要項によらない設置及び運営

　募集を行っても出店の申請がない場合、又は大会を円滑に運営する上で競技団体から申入れがあり、市実行委員会が特に必要と認めた場合は、当該出店に係る設置及び運営方法について本要項の規定にかかわらず、市実行委員会と当該競技団体が協議の上、決定するものとする。

25　その他

　この要項に定めるもののほか、売店等の設置及び運営の実施に関し必要な事項は、市実行委員会が別に定める。

附　則

この要項は、令和８年７月１６日から施行する。